



喜多方市妊産婦にやさしい遠方出産等の費用補助のお知らせ

喜多方市では、遠方の医療機関等での妊産婦健診、出産、産後ケアを必要とする妊産婦に対して、医療機関等までの移動にかかる交通費、及び妊婦・同行者が出産入院まで待機するための近隣宿泊施設での宿泊費の補助を行っています。

●補助対象者

≪ 妊産婦健診時・出産時・産後ケア時に喜多方市に住民票がある妊産婦 ≫

- ① 住所地(里帰りしている場合は、里帰り先の居住地)から、最も近い分娩取扱施設(妊婦の受入が可能な分娩取扱施設に限る)まで概ね60分以上の移動時間を要する方。
- ② 医学的な理由のため周産期母子医療センターで出産する必要がある、当該施設(妊婦の受入が可能な周産期母子医療センターに限る)まで概ね60分以上の移動を要する方。
- ③ 住所地(里帰りしている場合は、里帰り先の居住地)から、最も近い産後ケアを受けられる医療機関等まで概ね60分以上の移動を要する方。

≪ 同行者(妊婦1人につき同行者1人まで) ≫

- ①又は②に該当する妊婦の方が補助対象となる宿泊をした場合に、その妊婦の方の支援のために同じ宿泊施設に宿泊した方。

●補助内容及び補助額

	交通費	宿泊費
妊婦健診	タクシーや公共交通機関等：実費額 自家用車：市の旅費規定に準じて算出した旅費 ※妊婦健診は上限14往復分まで	
出産	タクシーや公共交通機関等：実費額 自家用車：市の旅費規定に準じて算出した旅費 ※1回の出産につき1往復分	出産入院前の宿泊費；上限1泊あたり11,800円 ※上限14泊分まで
産婦健診	タクシーや公共交通機関等：実費額 自家用車：市の旅費規定に準じて算出した旅費	
産後ケア	タクシーや公共交通機関等：実費額 自家用車：市の旅費規定に準じて算出した旅費	

●申請方法

交通費や宿泊費をお支払い後、下記のものをご持参のうえ、社会福祉課(こども家庭センター) ⑥ 窓口までお越しください。(※必ず事前にご連絡ください。)

≪ 必要書類 ≫

- ① 利用日及び利用料金が確認できる領収書等(タクシーや公共交通機関等、宿泊施設)
- ② 出産日及び分娩した施設が確認できる書類(母子健康手帳等)
- ③ 振込口座が確認できる書類(預金通帳、キャッシュカード等)
- ④ 申請者確認書類(マイナンバー、運転免許証等)

★お問い合わせ先

社会福祉課地域共生社会推進室 子ども家庭総合支援班(こども家庭センター)

TEL 0241-23-5028

